






受電所真空遮断器取替

件名		受電所真空遮断器取替						図面No.	1/4
図名		表紙						縮尺	—
業務課長		管理科長	常備班長	施設管理	工事企画	管	附	電氣係	作成者
									
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊									
令和4年10月29日									

仕様書

- 1 件名 受電所真空遮断器取替
 2 場所 宮崎県都城町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地 受電所
 3 概要 受電所キュービクル内真空遮断器取替

4 一般事項

- (1) 本件において図面及び特記仕様書に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の次の書類によるものとする。
 ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版
 ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版
- (2) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取扱い上及び技術的に当然実施すべき事項については、受注者の責任において実施するものとする。注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、他の構造物等に損傷を与えないようものとする。
- (3) 本件に際し、受注者の責任において第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、受注者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
- (5) 本件に必要な電気及び水は受注者が負担するものとする。なお、官側の電気及び水を使用する場合は監督官の承認後使用すること。ただし、後日料金を徴収するものとする。
- (6) 本件の写真は、作業前、作業中、作業後、主要な段階毎、隠蔽箇所、完成検査状況、全ての使用材料及び監督官の指示する箇所を撮影し、写真台帳(A4版)に整理の上、監督官に2部提出するものとする。なお、写真データは完了後確実に破壊するものとする。
- (7) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (8) 本件に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受け合格後使用するものとする。
- (9) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。

5 特記事項

- (1) 機器仕様及び数量は次のとおりとする。

名称	規格	数量
真空遮断器	【撤去】 三菱電機 VF-8CM-D (C形固定枠含む) 【新設】 三菱電機 VF-8CM-D (C形固定枠含む)	1個 1個

- (2) 作業終了後、監督官立会いのもとで、遮断器運動試験(過電流継電器、不足電圧継電器)を実施し、結果を報告書にまとめて1部提出するものとする。

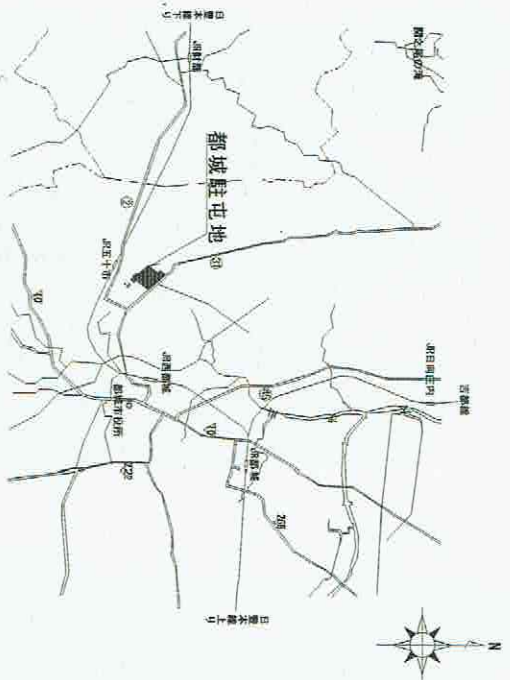
6 提出書類

- (1) 受注者は、契約後速やかに下記書類を監督官へ提出するものとする。
 計画工程表、納入仕様書、及びその他の監督官が指示した書類
- (2) 受注者は、作業実施後速やかに次の書類各2部を監督官へ提出するものとする。
 実施工程表、作業写真、出荷証明書、試験成績表その他の監督官が指示した書類

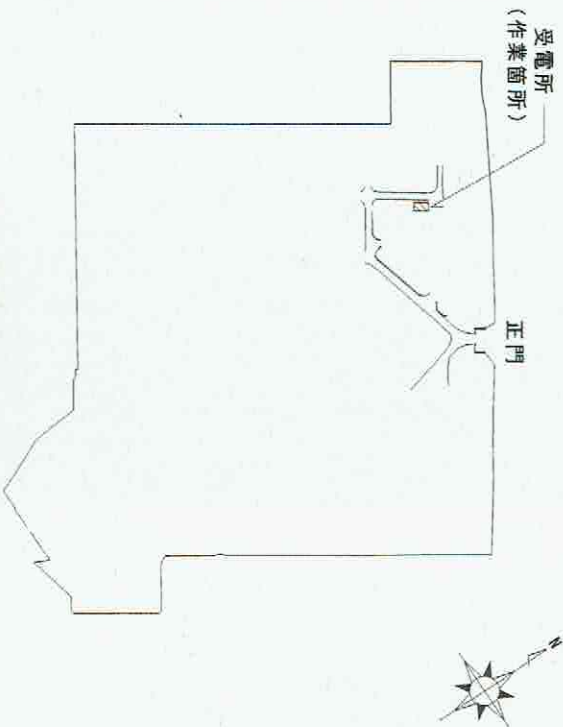
7 作業実施日時

取替作業は次の日時の内、監督官と調整の上決定するものとする。

- ・ 令和5年2月23日(木・祝) 08:30~15:00
 ・ 令和5年2月25日(土) 08:30~15:00

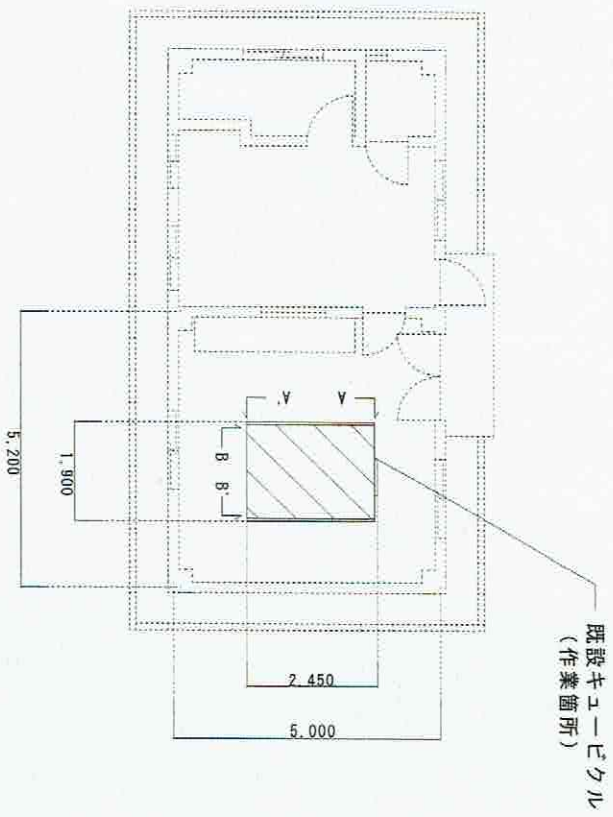


案内図 S = 1 / X

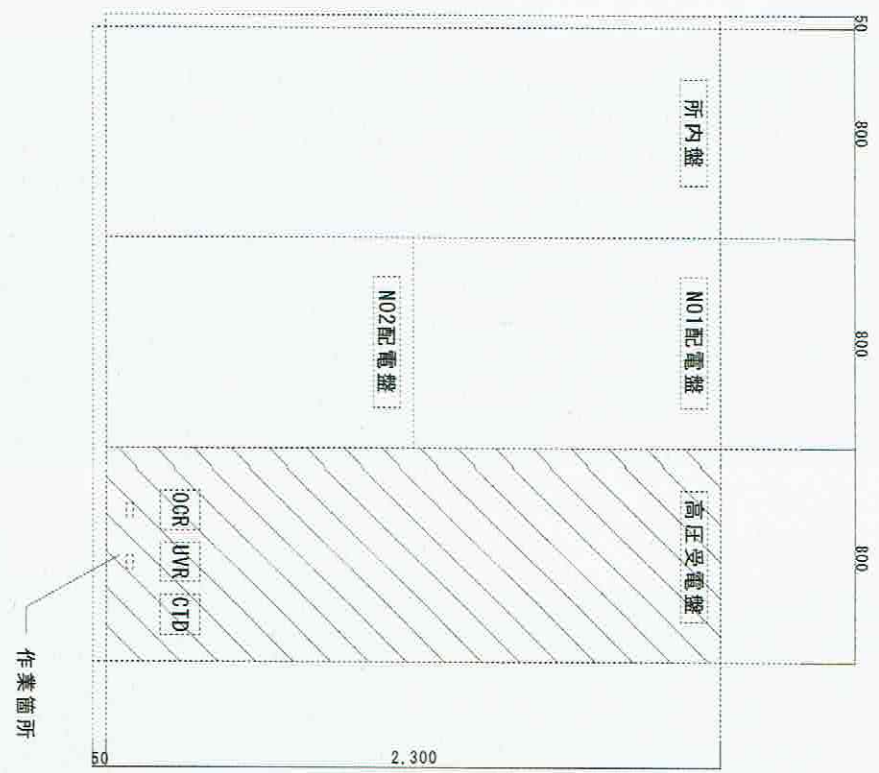


配置図 S = 1 / X

件名	受電所真空遮断器取替	図面No.	2/4
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		図示	令和4年 10月28日

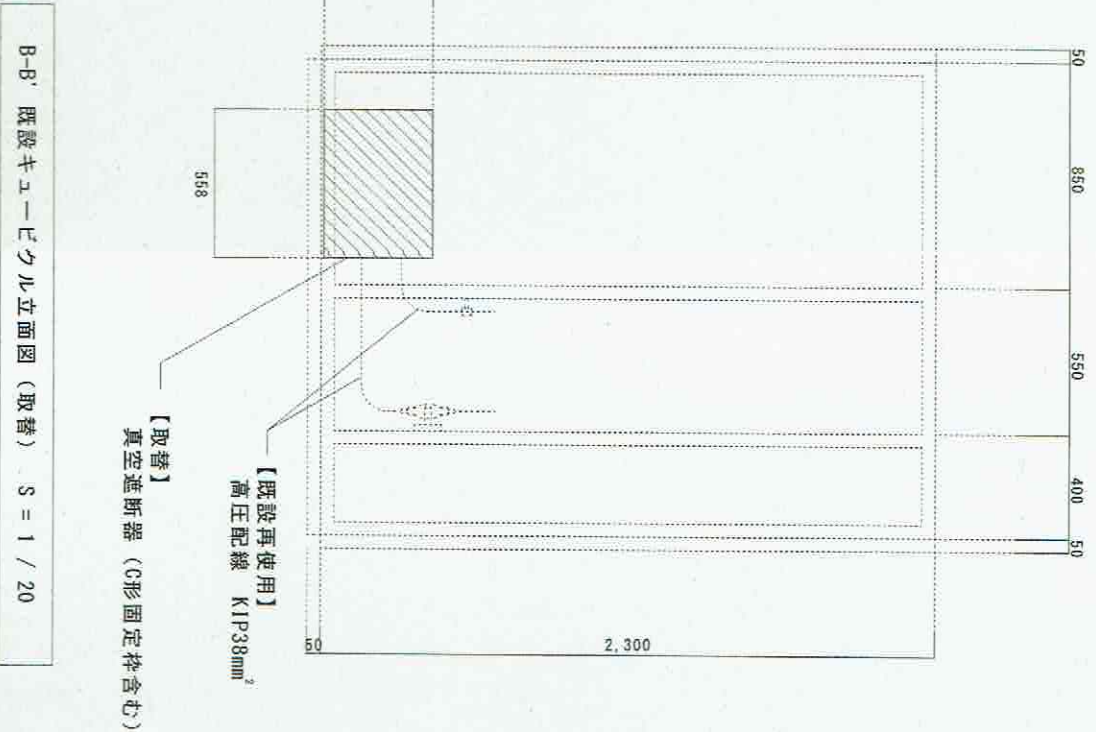
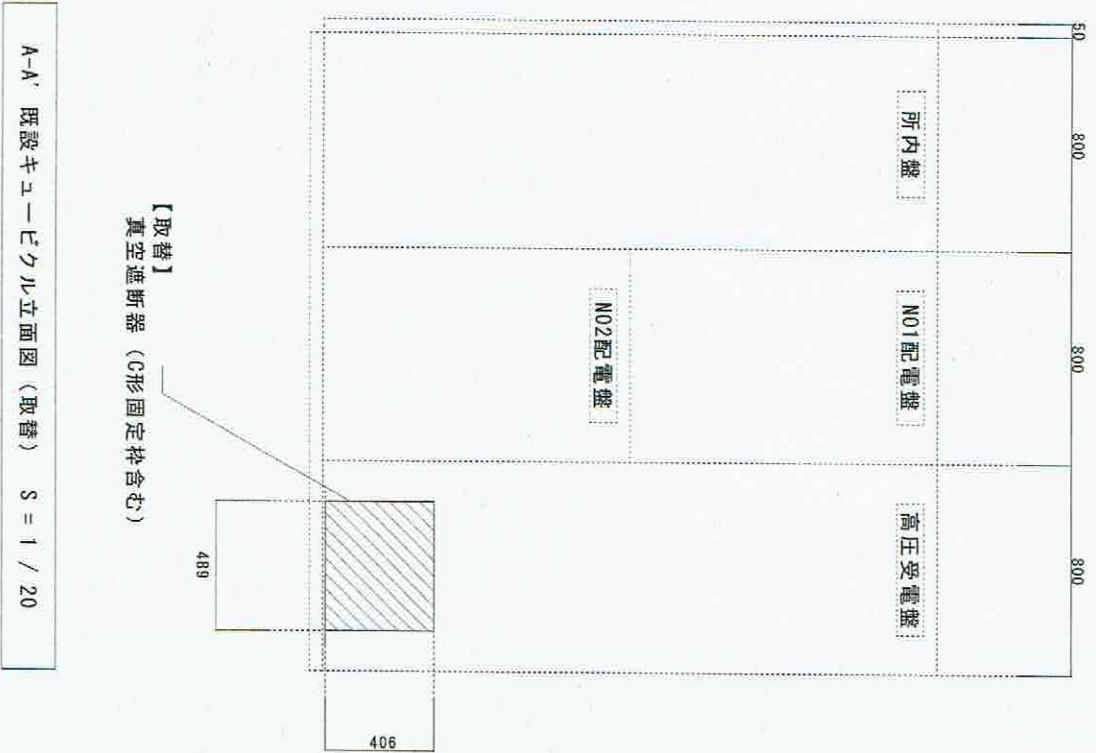


受電所平面図 S = 1 / 100



A-A' 既設キュービクル立面図 S = 1 / 20

件名	受電所真空遮断器取替	図面No.	3/4
図名	受電所平面図・既設キュービクル立面図	縮尺	図示
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		日付	令和4年10月28日



件名	受電所真空遮断器取替	図面No.	4/4
図名	受電所既設キュービクル立面図 (取替)	縮尺	図示
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和4年	0月28日